

介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の
指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する指定事業者を次のとおり指定したので、伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱第15条第1項第1号の規定に基づき告示する。

令和8年10月1日

伊丹市長 中 田 慎 也

1 第1号通所事業者

（1）事業者の名称	株式会社あんじん
（2）事業所の名称	デイサービスあんじん宝塚
（3）事業所の所在地	兵庫県宝塚市安倉中2丁目5－5
（4）指定年月日	令和8年10月1日
（5）第1号事業の種類	従前相当通所型サービス